東京高等裁判所判事　秋吉　仁美
裁判所職員総合研修所教官に充てることを解く
さいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所長を命ずる
長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事・長野簡易裁判所判事　白井　幸夫
東京高等裁判所判事に補する
裁判所職員総合研修所教官に充てる
裁判所職員総合研修所長に補する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事　若園　敦雄
長野地方裁判所判事に補する
長野地方裁判所長を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野家庭裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　若園　敦雄
長野簡易裁判所判事に補する
長野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　永渕　健一
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
同　幡田　勝行
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所松戸支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所松戸支部判事に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
松戸簡易裁判所判事に補する
前橋家庭裁判所判事補兼前橋簡易裁判所判事　田郷　岡正哲
地方裁判所判事補・前橋簡易裁判所判事
仙台地方裁判所判事補に補する
仙台家庭裁判所判事補に補する
仙台簡易裁判所判事に補する（以上七月二十二日）

○定年退官

判事古田浩は七月二十一日限り定年退官
判事本多清は七月二十一日限り定年退官
簡易裁判所判事兼簡易裁判所判事新堀亮一は七月二十日限り同時に兼官たる判事も退官となる

官　庁　報　告

官　庁　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表）の一部を平成28年７月13日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 28 年８月１日　　農林水産大臣　森山　裕

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年７月～平成29年６月	264,000
2	すけとうだら	平成28年４月～平成29年３月	261,300
3	まあじ	平成28年１月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年１月～12月	479,000
5	まさば及びごまさば	平成28年７月～平成29年６月	822,000
6	するめいか	平成28年４月～平成29年３月	256,000
7	ずわいがに	平成28年７月～平成29年６月	4,992.5

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く。）。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、１及び２に基づいて設定した次表に掲げる数量（以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする。

（単位：トン）

第１種特定海洋生物資源	漁獲可能量の基礎とする数量
まいわし	449,000

第６の２の⑷を次のように改める。

⑷　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	13,000
石川県	19,000
三重県	60,000
島根県	66,000
長崎県	8,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

注　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

庁舎移転

防衛研究所は次のとおり移転します。

平成二十八年八月一日　防衛省

一　移転先　東京都新宿区市谷本村町五番一号市ケ谷庁舎Ｆ１棟及びＦ２棟
一　電話番号　（〇三）三二六八―三一一一
一　郵便番号　一六二―八六〇八
一　旧所在地　東京都目黒区中目黒二丁目二番一号
一　業務開始日　平成二十八年八月八日（月）

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー**合同会社丹沢キャピタル**の山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番１遊佐太陽光発電所工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年８月１日

山形地方法務局酒田支局